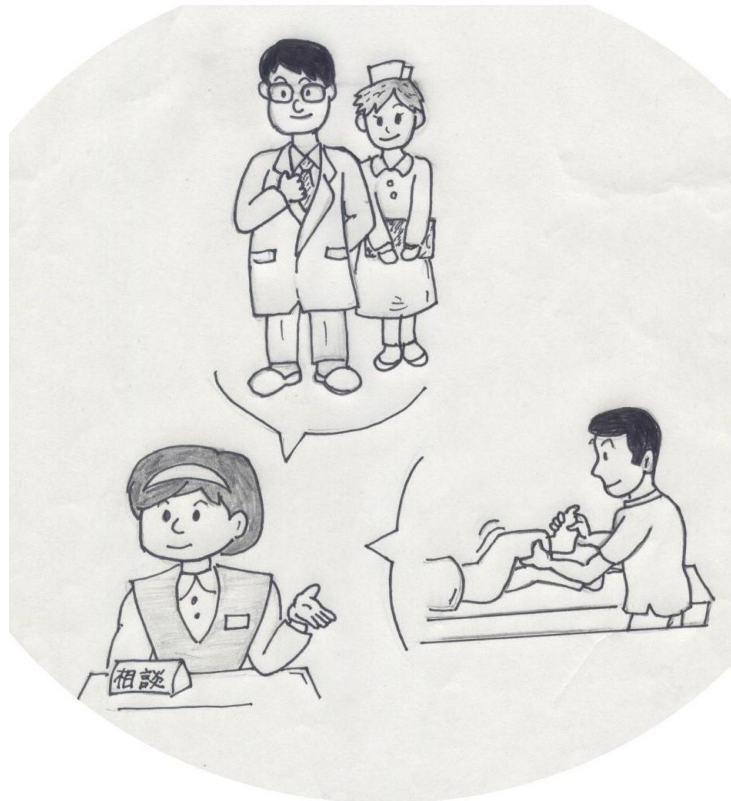


千葉県障害者相談センター 利用案内

身体障害・知的障害にかかわるさまざまなお悩みについて、専門的な知識や技術を有する各科の専門医、保健師、理学療法士、心理判定員、ケースワーカー等が相談に応じます。なお、費用の負担はありませんので、お気軽にご利用ください。



相談の対象者・相談方法

1 相談の対象者

18歳以上で、身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方。または18歳以上で、身体障害・知的障害が疑われる方。そのご家族の方等。

2 申し込み及び相談方法

相談は、事前にご本人、ご家族が電話でお申し込みください。

電話受付時間：平日（開庁日）の午前8時30分～午後5時30分

電話：043-209-8823 FAX：043-209-8826

なお、相談は原則来所していただきますが、身体状況等により移動が困難な場合は、ご自宅等に訪問して相談に応じます。

こんな相談に応じます（一例をあげています）

1 就職・進路や施設利用に関する相談



- ・来年、学校を卒業する。就労に向けて支援してくれる通所施設が、家の近くにないだろうか。
- ・今、自宅で生活しているが、施設の利用のしかたについて知りたい。etc.

2 健康面・行動や性格に関する相談

- ・肩・膝・腰が痛く、動くのがつらい。
- ・肥満が気になるので改善したい。
- ・以前に比べ、活発さがなくなってきた。
- ・手洗いに対して、こだわりを持つようになったので心配である。etc.

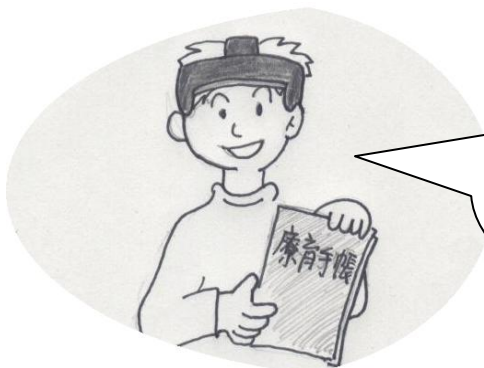


3 施設を利用している方の支援について



- ・施設に通っているが、施設での過ごし方を充実させたい。また、支援計画に関する相談をしたい。
- ・施設に入所しているが、地域で生活をさせるには、どのようにしたらよいだろうか。etc.

4 身体障害者手帳および療育手帳に関する相談



- ・今の状態で手帳が取れるだろうか。
- ・手帳を取得すると、どんなサービスが受けられるか知りたい。etc.

5 補装具に関する相談

- ・今の補装具が体に合っていないようだ。
- ・最新の補装具の情報について知りたい。etc.



※身体障害者の補装具には、義手・義足・装具・車いす・電動車いす・補聴器・眼鏡等があります。

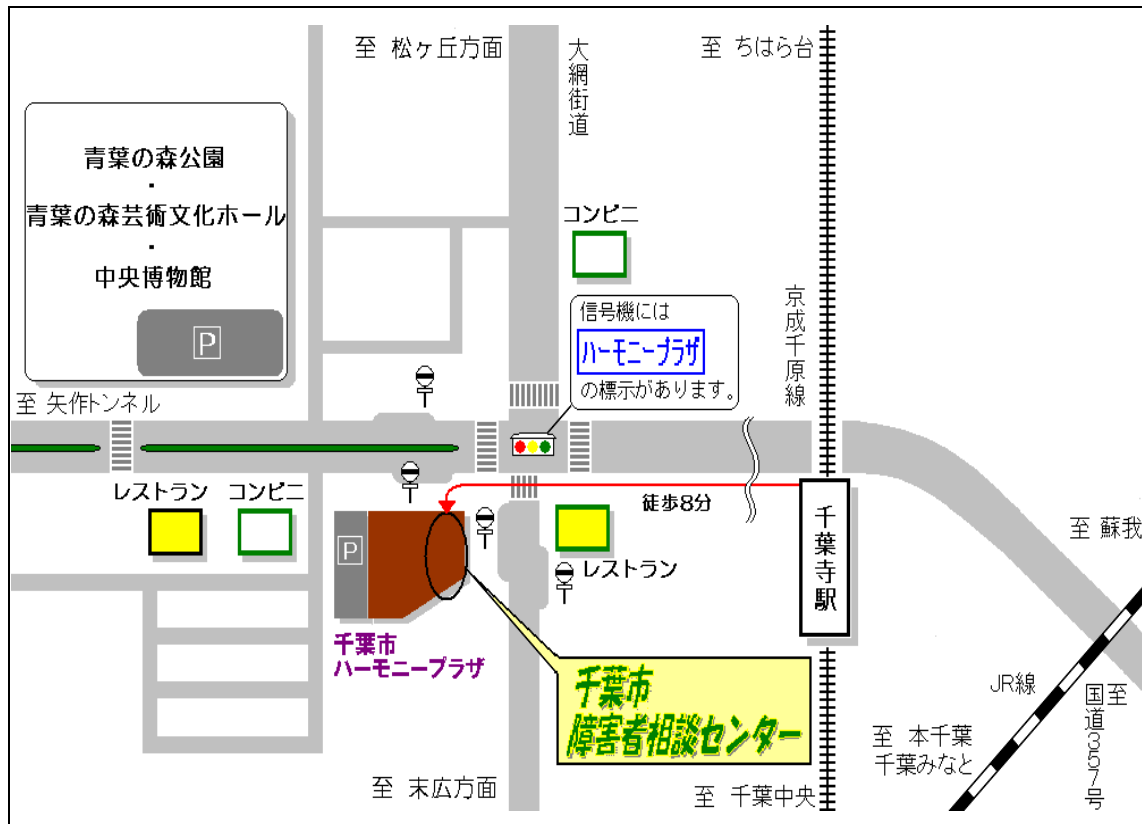
6 その他の相談



- ・生活の諸問題や、日常生活を充実させるための余暇活動や社会参加について知りたい。etc.

※必要に応じて、他機関とも連携し情報提供・助言を行います。

案内図および交通手段



1 電車をご利用になる場合

- ・京成電鉄千原線「千葉寺駅」下車、徒歩8分

2 バスをご利用になる場合

- ・JR千葉駅東口の千葉中央バス2番のりば
「千葉リハビリセンター」「誉田駅」「鎌取車庫」「白旗」「大宮団地」等行きに乗り、『ハーモニープラザ』下車

駐車場は台数が限られていますので、なるべく公共交通機関をご利用下さい。

〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208番地2

(千葉市ハーモニープラザ内1階)

TEL 043-209-8823 FAX 043-209-8826

E-mail shogaishasodan.HWS@city.chiba.lg.jp

ホームページ <http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaishasodan/home.html>

(検索：「千葉市障害者相談センター」でアクセスできます)